

Q & A

Q1 申請に関する問い合わせ方法は電話のみか。

A1 問い合わせ先は、下記のとおりです。

静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課（大気水質班）

電話 : 054-221-2253

E-mail : seikan@pref.shizuoka.lg.jp

電話又は E-mail で、お問い合わせください。

Q2 様式3号の使用印鑑届について、契約を営業所に委任する場合は、上表の申請者欄に営業所、下部の申請者欄には本社を記入するのか？

A2 そのとおりです。なお、印鑑の押し方は「書類作成要領」の押印例を参考にしてください。

Q3 名簿登録審査の受付は12月15日(木)で終了してしまうのか。

A3 12月15日(木)以降も、随時、名簿登録審査の受付を行います。

なお、12月15日(木)以降に申請された場合は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の送付が1月中旬以降になる場合があります。

Q4 様式1号「競争入札参加資格審査申請書」、様式3号「使用印鑑届」及び様式5号「委任状」に押印欄があるが、それぞれ、代表者印なのか契約印なのかを教えてください。

A4 様式1号 … 本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)

様式3号 使用印鑑届欄 … 支店、営業所等の取引(契約、請求等)に使用する印

様式3号 申請者欄 … 本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)

様式5号 申請者欄 … 本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)

様式5号 受任者欄 … 支店、営業所等の取引(契約、請求等)に使用する印

なお、添付していただく「印鑑証明書」は、本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)についての印鑑証明書を提出してください。

Q5 今回申請する資格者名簿の有効期限はいつからいつまでか。

A5 令和5年1月15日から令和7年1月14日までになります。

なお、令和7年1月15日以降の登録については次回定期審査によりますので、令和6年度になりましたら、改めて御案内いたします。

Q6 令和5年1月15日以降に随時審査として申請書を提出した場合、結果通知書が届くまで、どのくらいの期間がかかるのか。

A6 申請書に不備が無く提出された場合は、提出から概ね2週間程度を予定しています。

Q7 登記簿謄本は、写しでも可能か？

A7 鮮明なコピーであれば、写しでも可能です。

Q8 印鑑証明書は写しでも可能か？

A8 不可です。原本を提出して下さい。

Q9 申請書の提出方法は郵送の可能か？

A9 持参又は郵送により受け付けます。

また、申請書の記載内容に不明な点等がある場合は、本書提出前に郵送やメール等で書類の確認も受け付けます。

問合せ先は、Q1 の電話番号、メールアドレスを参照してください。